

実施日	平成29年11月21日	担当	諫早労働基準監督署
農業における労働災害防止対策への取り組みについて			
<p>長崎県内における農業の労働災害（休業4日以上）は例年30件前後発生しています。</p> <p>平成29年（10月末時点）においては、県内で発生した農業の労働災害の半数が諫早監督署の管内で発生しており、諫早監督署管内の農業の労働災害は前年の4倍近くに増加しています。</p> <p>このような状況から、農業における労働災害の防止を図るために、災害事例と対策を取りまとめたパンフレットを作成し、管内の農業事業者に配布し、労働災害防止への取り組みをお願いしました。</p> <p>なお、平成29年（12月末現在）の農業における休業4日以上の労働災害発生件数は以下のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>長崎県内 37件</li><li>うち、諫早監督署管内 20件</li><li>（平成28年の諫早監督署管内の農業の労働災害：10件）</li></ul> <p>パンフレットを参照下さい。</p>			

諫早基署発 1121 第 5 号  
平成 29 年 11 月 21 日

事 業 主 各 位

諫早労働基準監督署長

農業における労働災害防止対策の推進について（お願い）

晩秋の候、貴職におかれましては益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

また、労働災害防止対策等労働行政の推進につきましては日頃より御協力頂き、厚く御礼申し上げます。

さて、諫早労働基準監督署管内の平成 29 年 10 月末時点の農業における休業 4 日以上の労働災害は 11 件発生しており、昨年同時期（3 件）と比較して 8 件増加し、憂慮すべき状況にあります。

つきましては、農業における労働災害の事例等をまとめたパンフレットを作成いたしましたので、パンフレットのチェックリスト等を活用頂き、職場の安全衛生の総点検をお願いいたします。

なお、ご不明な点がありましたら、下記部署まで問い合わせ下さい。

**【問い合わせ先】**

〒 8 5 4 - 0 0 8 1

諫早市栄田町 4 7 - 3 7

諫早労働基準監督署 安全衛生課

(T e l) 0 9 5 7 - 2 6 - 3 3 1 0

# STOP 労働災害

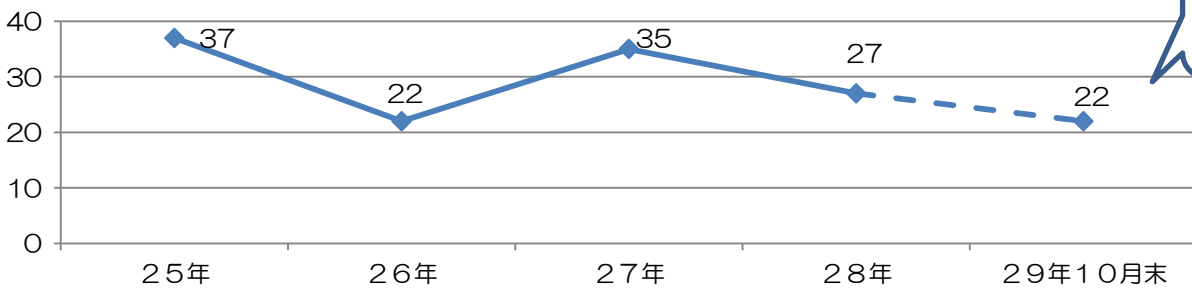
## ～農業編～

長崎県内における農業の労働災害（休業4日以上）は例年30件前後発生しています。平成29年（10月末時点）においては、県内で発生した農業の労働災害の半数が諫早労働基準監督署管内で発生しており、諫早署管内の農業の労働災害は今年の4倍近く増加しています。

労働災害は、一人ひとりが災害の原因と対策を理解することで一定程度防ぐことができると思っています。今回、農業の労働災害事例（パンフレット）を作成しましたので、労働者に対する安全教育にご活用下さい。

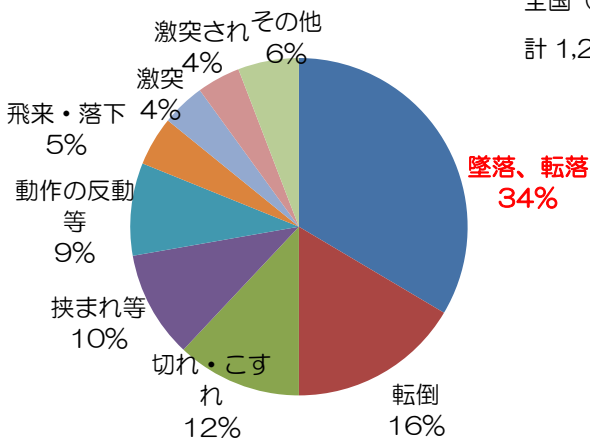


農業における年次別・労働災害発生状況（長崎県）

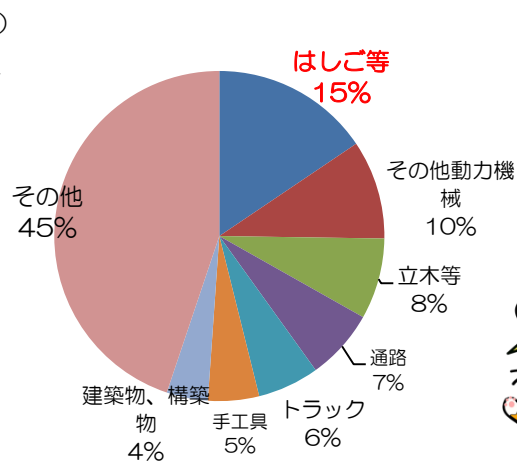


うち、  
諫早署管内で  
11件発生

農業の労働災害（事故の型）



農業の労働災害（起因物）



災害が増え  
てるに  
ゃん!



(平成29年の諫早署管内の労働災害発生状況)

11件のうちから5件を抜粋

番号	発生年月	概要	イメージ図
1	29.10	<p>運搬車を後退で運転操作中に運転者がくぼみに足をとられて転倒し、運搬車の下敷きとなった。(骨折:休業2ヶ月)</p> <p><b>対策⇒</b> ①走行の操作は原則「前進走行」とする。②搭乗席がある機種は搭乗して運転操作を行う。</p>	
2	29.6	<p>収穫した野菜を運搬車に載せて、後退走行していたところ、後方の石垣と機械との間に足を挟まれ負傷した。(骨折及び打撲:休業2ヶ月)</p> <p><b>対策⇒</b> ①走行の操作は原則「前進走行」とする。特に構造物等を背にして後退操作は行わせない。②搭乗席がある機種は搭乗して運転操作を行う。</p>	
3	29.9	<p>みかん畑で摘果作業中にバランスを崩し、梯子から墜落した。(臀部打撲:休業1ヶ月)</p> <p><b>対策⇒</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>梯子を木に固定する(ひもで結ぶ)など転位防止措置を講じる</li> <li>高所作業時はヘルメットを着用させる。</li> </ul>	
4	29.10	<p>みかんの収穫において、梯子に上がろうとしたところ、足を踏み外して梯子とともに1.3m下の畑に転落し負傷した。(足骨折:休業3週間)</p> <p><b>対策⇒</b> ①梯子を木に固定するなど転位防止措置を講じる。②段差のある場所で作業を行わせるときは、頭部保護のためにヘルメットを着用させる。</p>	
5	29.3	<p>ビニールハウス内に梯子を立て掛けて作業中を行っていたところ、梯子の脚部が滑り、ハシゴ上で作業を行っていた労働者が地上へ墜落し負傷した。</p> <p><b>対策⇒</b> 梯子を固定して使用させる。</p>	

## ○トラクターによる災害事例

概 要	イメージ図
<p>運転席から降車する際、足を滑らせて転倒。 (降りた場所が凍結し、滑りやすくなっていた)</p> <p><b>対策⇒</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・アシストグリップを握り、後ろ向きに降る。</li> <li>・滑りにくい履物を履く。</li> </ul>	
<p>道路を走行中、路肩に寄り過ぎてトラクターが横転し、運転者がトラクターの下敷きになった。</p> <p><b>対策⇒</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・走行時は路肩に寄り過ぎない。</li> <li>・路肩に寄る場合は低速で走行する。</li> <li>・シートベルトを備えた機種は着用する。</li> <li>・運転開始前に左右のブレーキの連結状況についても確認を行う。</li> </ul>	
<p>法肩に近い狭い場所をトラクターで走行中に、トラクターとともに転落し負傷した。</p> <p><b>対策⇒</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・転落の恐れのある場所ではトラクター等を使用させない。また、労働者に無理な作業指示をしない。</li> <li>・トラクター等を使用する場合は、安全に通行できる道幅を確保する。</li> </ul>	
<p>田んぼの間の道（幅 1.8m、傾斜 16 度）を上っている途中で、ハンドルを切りブレーキを踏んだところ、ブレーキペダル（左右輪）を連結していなかったため片輪にブレーキがかかり急旋回し、脱輪し横転した。</p> <p><b>対策⇒</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・通常作業時は左右輪のブレーキペダルを連結し使用させる。</li> <li>・シートベルトを着用させる。</li> <li>・ヘルメットを着用させる。</li> </ul>	

### (トラクターの特徴)



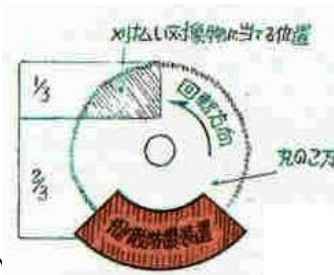
トラクターは一般的な車両と異なり、小回りをきかせるため左右輪のブレーキペダルが別々に備わっているため、片方のブレーキを急に踏み込むと片輪がロックされ急旋回するおそれがあります。このため、通常作業時は左右輪のブレーキペダルを連結して使用するよう、労働者に教育を行って下さい。

## ○刈払機による災害

概 要	イメージ図
<p>法面の草刈り作業中、足が滑り、刈払機の歯に足が接触して負傷した。</p> <p><b>対策⇒</b> ・傾斜が急な場所では斜面を山側に向かって刈り進む。          ・傾斜が特に急な個所では無理せず手工具で刈り払う。</p>	 <p>斜度 38°、長さ 3.2m の法面を刈払機で除草中、滑り落ちた</p>
<p>刈歯と保護カバーにまとわりついた草を、エンジンを停止させずに取り除こうとしたところ、回転する刈歯に軍手を巻き込まれ手指を負傷した。</p> <p><b>対策⇒</b> ・エンジンを止め、刈歯の停止を確認後、刈払機を地面に置いて草を取り除く。          なお、草、つる類がからまるからといって保護カバーを取り外して作業をさせない。</p>	
<p>刈払機で作業中にキックバックが起き、刈歯が跳ね返り、近くにいた別の作業者に当たり裂傷させた。</p> <p><b>対策⇒</b> ・他の作業者と近接して作業を行わない。          ・作業者間の安全な間隔（15m程度）を確保する。          ・作業者から 5m 以内（危険区域）は他の作業者の立ち入りを原則禁止する。なお、立ち入る場合は、合図を行い、作業停止を確認後に立ち入ること。</p>	
<p>草刈り作業中、草が生い茂り、排水溝のふたがずれていたことに気付かず深さ 1.5m の穴に転落した。</p> <p><b>対策⇒</b> 障害物等（岩石、伐根、窪み、崖の端等）の存在が予測される個所では、まず、高い位置（草の中間程度）で刈り、安全を確認しながら、低く刈り込む。</p>	 <p>排水溝</p> <p>法面を下りながら、草刈作業。</p>

### （刈払機の災害防止のポイント）

- ・刈払機はキックバックや滑りを避けるため、刃の前方左側の 3分の1 を対象物にあてるようにする。また、刈歯の左右を使つての往復刈りはしない。
- ・近接する作業者への危険を防止するため、作業者間の間隔は 15m 以上とする。また、作業者は危険区域（5m 以内）に近づかない。
- ・急傾斜地を下方に向かって刈り進まない。刈歯の位置は腰より高い位置で使用しない。



### （安全衛生教育）

- ・刈払機取扱作業者に対する安全衛生教育

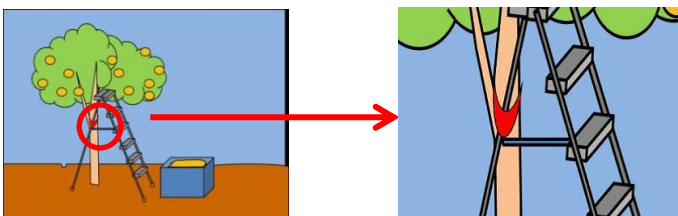
（実施者：林業・木材製造業労働災害防止協会 長崎県支部、 キャタピラー九州（株）長崎教習センター）

## ○脚立・ハシゴでの災害

概 要	イメージ図
<p>脚立の天板に乗り、屋根に乗り移ろうとしたところ、バランスを崩し墜落した。</p> <p><b>対策⇒</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>脚立の天板に乗らない。</li> <li>梯子を使用させ上部又は下部を固定し、使用時の転位を防止する。</li> <li>転落時の頭部の保護のためヘルメットを着用させる。</li> </ul>	
<p>脚立を使い収穫していたところ脚立の脚が開き、脚立から墜落した。</p> <p><b>対策⇒</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>開脚防止チェーンを使用する。</li> <li>設置の際に脚部を地面に踏み込むなど、脚立の安定を確認する。</li> <li>ヘルメットの着用（墜落時の頭部保護）</li> </ul>	
<p>2階から梯子で降りていたところ、梯子の脚部が滑り墜落した。</p> <p><b>対策⇒</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>梯子の転位防止措置を講じる（上端又は脚部の固定、他の作業者が脚部を支える）</li> </ul>	<p>はしご脚部</p> 
<p>梯子上で作業中に梯子が転位し、バランスを崩して後ろ向きに2.6m下へ墜落した。</p> <p><b>対策⇒</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>梯子の転位防止措置を講じる。</li> <li>労働者に安全帯、ヘルメットを着用させるとともに、安全帯を使用させる。</li> <li>原則として、足場を組み立てるなど、安全な作業床を設ける。</li> </ul>	

### (脚立災害防止のポイント)

- 天板に乗らない。
- 設置時に、最下段に乗って安定を確認する。
- 開脚防止の金具・チェーンを使用する。
- 梯子・脚立の転位防止措置を講じる。
- 脚立をロープ等で木に固定するなど安定させる。



ケガした事例を見て出来る対策を考えるニャン



## ○チェーンソーでの災害

概 要	イメージ図
<p>斜面の立木（直径18cm）をチェーンソーで伐木したところ、切った木に激突され8m下に墜落した。</p> <p><b>対策⇒</b> ①立木の重心を確認し、伐倒方向を定める。 ②作業位置と退避路の障害となる、かん木、笹などを取り除く。③伐倒方向に「受け口」を切り込む。④「つる」の幅を考えて「追い口」の位置を定め切り込む。</p> <p>※ 「目測の誤り」「手順の省略」は災害のリスクを高めます。</p>	
<p>チェーンソーで枝を細かく切断していたところ、誤ってチェーンソーで手を切り負傷した。</p> <p><b>対策⇒</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 枝を地上に置き、安定させて切る。 (歯が地面や石に当たるときは、木片を枕木にする)</li> <li>• 切創防止用の手袋を着用する。</li> </ul>	
<p>枝の切断中、切り込みに挟まったチェーンソーをバールで外していたところ、バランスを崩しはしごから約5m下の地上に墜落した。</p> <p><b>対策⇒</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 高所作業では、安全帯とヘルメットを使用させる。</li> <li>• はしごの転位を防止する（ロープ等での固定）。</li> </ul>	
<p>伐倒した木の枝払い作業において、切断した枝がはねか返って激突し負傷した。</p> <p><b>対策⇒</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• ため枝（力が加わった枝）は、内側から鋸目を入れ、次に外側から切る。</li> <li>• 長い枝は一度に切り落とさず二度に分けて切る。 (チェーンソーのガイドバーの先端上部はキックバックを起こしやすいので使用しない)</li> </ul>	

### (林業の労働災害において、経験の浅い労働者に見られる人的要因)

- **経験が浅く、危険を予測出来ない**
- 現場での様々な情報に関して**何が重要か判断できない**
- 経験が少なく「**こうだろう**」「**何とかなるだろう**」と思っている
- 基本動作に円滑さを欠き、作業が遅れた状況に**あわてる**
- 現場作業に対応する**十分な体力**が備わっていない

※ チェーンソーを用いて行う立木の伐採、かかり木処理、造材の作業を労働者に行わせるときは「特別教育」が必要です（労働安全衛生規則第36条 8号の2）。



## ○動力散布機における災害

概 要	イメージ図
<p>動力散布機（最大 35kg）で水田に追肥を散布中に、散布用のホースが経年劣化で柔らかくなり安定せず、ふらつき、ホースの操作に気を取られ、畦から水路に足を踏み外し転倒した（高齢者）。</p> <p><b>対策⇒</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 経年劣化したホースを早めに交換する。</li> <li>・ 高齢者に各種作業を行わせる場合は、年齢や体力等に応じて、使用する機械等の重量制限や作業方法を見直すなど、高齢者に配慮した作業手順について検討を行うこと。</li> <li>・ 履物（長靴）はサイズが合ったものを使用する。</li> </ul>	
<p>重量 20kg の動力散布機を背負い、田の畦を歩きながら農薬の散布を行っていたところ、畦の頂部が崩れて不安定な状態であったため、転倒した。</p> <p><b>対策⇒</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 転倒災害を防止するため、定期的に畦の点検を行い、必要に応じて補修（畦塗り）を行う。また、畦の頂部を水平にし、幅を広げるなど、より安全な通路の確保に努める。</li> </ul>	
<p>動力噴霧機（最大 28kg）を背負い、後退しながら除草剤を散布していたところ、足を取られて排水路に転倒し負傷した。</p> <p><b>対策⇒</b> ・ 農薬や除草剤の散布作業を行う際は、中毒や皮膚の炎症等を防止するため、防毒マスク、ゴーグル、ゴム手袋、長靴、カップ等を着用し、前進移動で作業を行う。</p> <p>なお、夏季においては、1 作業時間を短縮し、水分、塩分補給を徹底する等、熱中症の予防にも配慮する。</p>	
<p>みかん畑において、背負い式動力噴霧器を使い除草剤の散布作業を行っていたところ、噴霧器がみかんの枝に引っ掛かり、バランスを崩して 1.8m 下の畑に転落した。</p> <p><b>対策⇒</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 墜落・転落のおそれのある場所に労働者を立ち入らせない（端から 1m 以上離れた位置で散布する）。</li> <li>・ 段差のある墜落危険場所で作業を行わせるときは、頭部保護のためにヘルメットを着用させる。</li> </ul>	

(農業・林業に関連する資格等)

資格等の名称	概要	実施機関（長崎県内）
伐木等業務特別教育 （安衛則第36条）	胸高直径が70cm以上の立木の伐木、胸高20cm以上でかつ、重心が著しく偏している立木の伐木、つりきりその他特殊な方法による伐木又はかかり木でかかっている木の胸高直径が20cm以上であるものの処理の業務	・林業・木材製造業労働災害防止協会 長崎県支部
チェーンソー特別教育 （安衛則第36条）	チェーンソーを用いて行う立木の伐木、かかり木の処理又は造材の業務	・キャタピラー九州（株）長崎教習センター
刈払機取扱作業員に対する安全衛生教育	刈払機の取扱作業員に対し、安全教育の受講を勧奨	・林業・木材製造業労働災害防止協会 長崎県支部 ・キャタピラー九州（株）長崎教習センター

(チェックリスト)

チェックポイント	適・否
安全管理者、衛生管理者、産業医は選任していますか？（労働者数50名以上の場合）	適・否・非該当
安全推進者は選任していますか？（労働者数が10名以上50名未満の場合、平成26年3月にガイドラインが策定され、配置を求められるようになっています。）	適・否・非該当
衛生推進者は選任していますか？（労働者数が10名以上50名未満の場合）	適・否・非該当
労働災害が発生した場合、原因・対策を検討し、記録として残していますか？（再発防止として活用できていますか？）	適・否・非該当
安全担当者は労働者の作業工程を把握し、労働災害防止について指示していますか？	適・否・非該当
トラクターの運転では、左右ブレーキペダルの連結を確認させていますか？	適・否・非該当
トラクターの降車時は、アシストグリップを握り、後ろ向きに降りるよう指導していますか？	適・否・非該当
脚立を使用する労働者に対し、注意事項の説明は行っていますか？（天板にのらない、脚立設置時に安定性の確認をする、開脚防止チェーンの使用徹底など）	適・否・非該当
チェーンソーの取り扱い、伐木作業、刈払機を取り扱わせる労働者に対して、安全衛生教育を行って（受講させて）いますか？	適・否・非該当
労働者から意見を聴き、作業方法や作業手順の改善に努めていますか？（しゃがみ姿勢を減らすため、運搬台車の導入や取手の工夫など）	適・否・非該当
作業の環境整備を整えていますか？（圃場の傾斜を緩やかにする、障害物・段差などの躓きやすい箇所の改善など）	適・否・非該当
熱中症対策は講じていますか？（休憩を多く取らせる、給水、冷風ファン、熱中症対策あめなどを備えている）	適・否・非該当
高齢労働者には作業負担の軽減、休憩回数を増やすなどの配慮をしていますか？	適・否・非該当